

## 埼玉県営繕工事情報共有システムに係る特記仕様書

### (趣旨)

**第1条** この特記仕様書は、埼玉県が発注する営繕工事（以下「工事」という。）において、情報共有システムを試行するにあたり必要な事項を定めたものであり、情報共有システムを試行するものとして発注者が指定する工事または受注者が希望する工事に適用する。

### (システムの選定)

**第2条** 本試行において使用できる情報共有システムは、次の各号に掲げる条件を満たすものとする。

- 一 情報共有システム提供方式はASP方式とする。
- 二 国土交通省大臣官房官庁営繕部「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 2019年版 営繕工事編」で求める機能をすべて満たすもの(国土交通省HP「情報共有システム提供者機能要件 2019年営繕工事編対応状況一覧表」参照)
- 三 工事検査日の翌月まで、情報共有システムで工事帳票のダウンロードが可能なもの
- 四 システムの操作研修や相談窓口の利用が可能なもの

2 使用する情報共有システムの選定にあたっては、前項の規定に基づき、受発注者間で協議し決定するものとする。

### (対象とする工事帳票)

**第3条** 情報共有システムで対象とする工事帳票は、別紙1「情報共有システム試行対象書類一覧表」を参考に受発注者協議により決定するものとする。

2 現場連絡票については、別紙2「工事打合せ簿」に兼ねることができるものとする。

### (対象とする工事帳票の決裁)

**第4条** 対象とする工事帳票の決裁は、情報共有システム上で行うことを原則とする。

### (検査)

**第5条** 情報共有システムで処理した工事帳票等は電子データを利用した検査（電子検査）を原則とするが、実施にあたっては、別紙1「情報共有システム試行対象書類一覧表」を参考に受発注者協議により決定するものとする。

### (検査後の工事帳票等の納品)

**第6条** 工事情報共有システムで処理を行った工事帳票一式は、工事完成時に電子媒

体（CD-R等）で納品するとともに、受注者は工事検査日の翌月まで、情報共有システムで工事帳票のダウンロードが可能な状態とする。

**（情報共有システム利用に係る経費）**

**第7条** 情報共有システムの利用に係る経費（登録料及び使用料）は、受注者から必要経費を証する資料が提出されて、契約金額の変更の求めがあった場合、必要経費に応じた金額を共通仮設費として積み上げ計上し、変更契約を行うものとする。また、受注者が希望する工事においては受注者負担とする。

**（その他）**

**第8条** その他、本仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。